

スタートアップからの公共調達促進について

**2024年7月
経済産業省**

これまでの経産省の主なスタートアップ政策（人材関係）

1

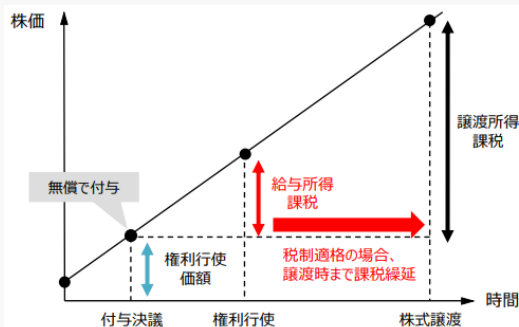
ストック オプション 税制

□ ストックオプションとは、会社の役員や従業員に対してインセンティブ報酬として付与される新株予約権。

□ スtockオプション税制とは、一定の要件を満たすストックオプションのうち、①課税タイミングを権利行使時から株式譲渡時まで繰り延べ、②株式譲渡時の税率を優遇する制度。

□ 令和5年度税制改正では、ストックオプションの権利行使期間を最長10年から15年に延長。

□ さらに、令和6年度税制改正では、①発行会社自身による株式管理スキームを創設し、②年間権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円へ引き上げるなど、大幅な制度拡充を実施。



2

未踏の拡充・ 横展開

□ IT分野における、各界のトップランナーをメンターとした、有望な若手人材の選抜・支援プログラムとして、「未踏事業」を通じて、これまで、400人が起業又は事業化を達成。

□ これを大規模に拡大するとともに地方への展開、NEDOや産総研、AMED、JSTへの横展開を図ることで、全体で2027年度までに「年間500名」の育成規模を目指す。

3

スタートアップ ビザ

□ 経済産業大臣の認定を受けた地方公共団体・民間事業者からビザの発給に係る確認を受ける外国人起業家に対して、最長1年間の入国・在留を認める制度。

□ 令和6年2月現在で18団体を認定。

□ 地方公共団体だけでなく、経済産業大臣が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレータ等の民間事業者も、ビザの確認を行うことを可能とする制度改正について、2023年10月より運用を開始。

これまでの経産省の主なスタートアップ政策（資金関係）

1

産業革新投資機構（JIC）によるスタートアップへの出資

- JICは、民間VCに対して、2023年末時点で、32件の出資約束。
- また、JIC子会社のVGIは、過去4年間で、1,200億円規模の1号ファンドを通じた投資実績がある。
2023年1月に、新たに2,000億円規模の2号ファンドを設立。
さらに、上場済みスタートアップ等を対象とするファンド（400億円規模）を同年9月設立し、12月に1件目、2024年2月に2件目の支援案件を公表。
総額3,600億円のファンド規模でスタートアップ投資を実施。

2

エンジェル税制

- スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇措置を行う制度。
- 令和5年度税制改正において、株式譲渡益を元手とする再投資や起業に対する非課税措置（日本版QSBS）を創設。
- 令和6年度税制改正において、有償新株予約権の取得金額も税制の対象とするほか、信託を通じた投資を対象化。

3

中小機構によるスタートアップ支援

- 1998年度から、中小企業の起業等を促進するVCへの出資を実施。これまで、229件のファンドに対して出資約束。
- 令和4年度補正予算では、国内外のグローバルVCへの出資事業も創設。
2023年度内に投資決定予定。

4

ディープテックスタートアップ支援

- 令和4年度補正予算において、NEDOに1,000億円の基金を造成し、①実用化研究開発支援や②量産化実証支援等を実施。
- ①と②の間にステージゲートを設置し、一気通貫での支援も可能。

5

創薬ベンチャー支援

- 令和3年度・令和4年度補正予算において、3,500億円の基金を造成し、創薬ベンチャーの資金調達が困難な非臨床、第1相・第2相臨床試験を対象とした支援事業を実施。
- 日本医療研究開発機構（AMED）が認定したVCが出資及びハンズオン支援を行うとともに、AMEDがVC出資額の最大2倍の治験費用を補助。

これまでの経産省の主なスタートアップ政策（事業関係）

1

J-StarX

- イノベーション人材の育成及び海外のイノベーション拠点・人材とのネットワークの構築を目的に、若手起業家や学生等を欧米やアジアのスタートアップ・エコシステムに派遣する。
- 2015年より約20人/年をシリコンバレーに派遣していた「始動」を抜本拡充し、5年間で1,000人を各地に派遣。

2

Japan Innovation Campus

- 日本と米国・海外との結節点となることを目指し、シリコンバレーに設立したスタートアップ支援拠点。
- 本年1月より稼働し、個室・コワーキングスペースを提供。現地のVC大学等の支援機関と連携したビジネス・生活面の支援のほか、支援機関を招いたピッチイベント等を開催。

3

オープンイノベーション促進税制

- 国内の事業会社等がスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。
- 令和5年度税制改正において、新たに、スタートアップをM&Aで買収する際にも本税制を適用することとした。
- 本税制を通じて、出口戦略を多様化すべくM&Aを後押ししつつ、大企業とのオープンイノベーションを促進。

4

カーブアウト・スピノフの促進

- カーブアウト支援事業として、令和5年度補正予算において10億円を措置。事業会社に眠っている技術を活用し、新会社を立ち上げた者等を対象に、
①研究開発費の助成や専門家による伴走支援、
②また、そのための経営人材等マッチングや技術シーズの発掘等の支援を行う。
- 令和5年度税制改正において、元親会社に持分を一部（20%未満）残すスピノフに係る税制措置を創設。令和6年度税制改正において、適用期限を4年間延長。

5

スタートアップによる公共調達の促進

- 国等が調達する物件、工事等について、創業10年未満の中小企業からの契約比率を3%以上に拡大することとしている。（※令和4年度実績は1.1%）
- SBIR制度では、令和4年度補正予算にて、大規模実証事業を支援するフェーズ3を新設。経産省分は542億円。
- SBIRの特定補助金等の交付先、JICの出資先等、及びJ-Startup選定企業等の技術力のある中小企業者等に対しては、自身が保有する入札参加資格よりも上位の等級の入札への参加を可能としており、今後拡充予定。

スタートアップからの公共調達促進の意義

- スタートアップが大きく成長するためには、政府が主導して、スタートアップの提供する製品・サービスの市場・需要を創出することが重要であるほか、政府としてもスタートアップが有する高度な新技術を活用し、多様化する行政課題への対応力を高めることが必要。
- 具体的には、能登半島地震の被災地において、スタートアップにより、使用した水を再生し循環利用するシャワー・手洗い設備の提供や、介護スタッフへのアシストスーツの提供が行われた。このように、社会課題解決・社会貢献の担い手として様々なスタートアップが活躍している。
- また、例えば宇宙分野においては、経済社会や安全保障の基盤となる衛星コンステレーションの構築、様々な産業・地域の課題解決に資する衛星データ利用ソリューションの開発等に必要な技術を有するスタートアップによる参入が顕著であり、行政課題解決の担い手としての役割も期待される。
- これらを踏まえ、**「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、スタートアップからの公共調達の促進を図る。**

スタートアップ育成5か年計画 (令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

- (12) SBIR (Small Business Innovation Research) 制度の抜本見直しと公共調達の促進 (一部抜粋)
 - スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、**随意契約に関するルール**、国の大規模研究における加圧措置等の検討を含めて、**入札参加資格制度の検討**を図る。

能登半島地震において活躍したスタートアップの製品例



WOTA-BOX
(シャワーシステム)



WOSH
(手洗いスタンド)



マッスルスーツ
Every

経済産業省、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI）の スタートアップからの公共調達促進に関する取組

1

経済産業省

行政との連携実績のある スタートアップ100選 制作

行政側からは、どのようなスタートアップがあるのか把握が困難であるため、行政との連携実績のあるスタートアップの事例集を制作。令和5年6月の「第5回官公需に関する関係府省等副大臣会議」において、スタートアップとの連携促進を依頼。



2

経済産業省

入札参加資格要件の 緩和

スタートアップは、技術力を有していたとしても、規模の大きな入札に参加するために必要な、高位の入札参加資格を取得することが困難である。そのため、技術力あるJ-Startup選定企業等には、上位等級入札への参加が認められる措置が存在していたところ、当該措置の対象範囲を、J-Startup地域版選定企業や官民ファンドの出資先VCの出資先企業等へ大幅拡大。

3

CSTI

スタートアップの新技术 及び新サービス調達促進 入札（運用明確化）

スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、各省庁の総合評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、一定のスタートアップを対象とした一般競争入札とすることを各省庁へ推奨（運用明確化）。

4

CSTI

マッチングピッチの実施

府省庁・自治体がスタートアップ企業が有する新技术に関する知見を高めるとともに、スタートアップ企業とのつながりをもつ機会を創出することを目的とし、国、スタートアップのピッチイベントを開催。8分野42社が登壇し、現地・オンラインで1000名超が参加。



5

経済産業省・CSTI

高度かつ独自の新技术 を有するスタートアップ等 との随意契約

政府だけでは、最適な解決策を見つけ出すのが困難な行政課題の解決に向け、スタートアップが有する高度かつ独自の新技术について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする柔軟な調達の仕組みを検討。

①行政との連携実績のあるスタートアップ^①100選（令和5年4月発行）

- ❑ 大企業にはないスタートアップの技術・サービスを活用することで、新たな行政サービスの展開、事業の効率化、及び社会課題の解決が期待でき、既に多数の連携実績が存在。
- ❑ 一方、行政側からは、どのようなスタートアップがあるのか把握が困難なうえ、優れた技術・サービスを持つスタートアップを見つけても、そのスタートアップに契約を履行する体制があるのか調査が困難。
- ❑ そこで、経済産業省は、令和5年4月に、行政との連携実績のあるスタートアップの事例集を制作。各府省庁でも、当該事例集を参考に、スタートアップとの連携促進をご検討いただくべく、周知広報を実施しているほか、**令和5年6月の「第5回官公需に関する関係府省等副大臣会議」でも各府省等に依頼。**

経済産業省

行政との連携実績のある

スタートアップ¹⁰⁰選

スタートアップとの連携で、社会課題の解決を

自治体様向けインディケーター

公共調達の課題とポイントを紹介

くらし・手続き/ 広聴・広報 子育て・教育 健康・医療 福祉・生活支援 産業・ビジネス/
農林水産 観光・文化・スポーツ インフラ・施設管理/ 環境・ごみ・リサイクル

[illegible]

②入札参加資格の見直し

- ❑ 入札参加資格は、「競争参加者の資格に関する公示」により、全省庁統一資格として、競争入札への入札参加資格を付与。
- ❑ 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能であるが、**設立間もなく実績のないスタートアップは点数が低くなってしまい、低位のランクになりやすく、規模の大きい入札に参加が制限されてしまう。**
- ❑ そのため、J-Startup選定企業等であって、技術力ある中小企業者等には、**A～Dのランクに関わらず、規模の大きな入札にも参加が認められている。**

項 目	付 与 数 値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

- ・ 財務状況・営業年数等から点数を算出
(→実績がないスタートアップは点数が低くなる)

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

【物品の販売、役務の提供等】

- ・ 点数に応じて等級を付与
- ・ 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている

②スタートアップ等の入札参加機会の拡大について（令和6年3月28日施行）

- 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日 政府調達（公共工事を除く） 手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」を改訂し、以下のスタートアップ等については入札参加機会を拡大する措置を2024年3月28日より施行済。

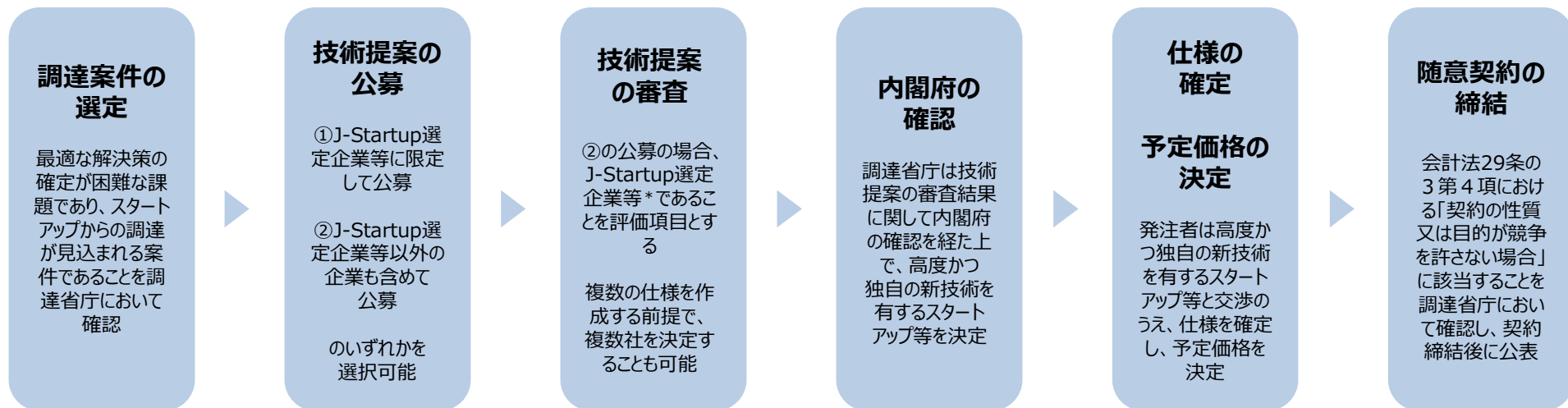
入札参加機会を拡大するスタートアップ等について

対象 下記の事業者のうち、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者	拡大対象
1 SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先	（存置）
2 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者	その他の主たる官民ファンド（※）の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者にも拡大 ※ 中小企業基盤整備機構等の、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド
3 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者	J-Startup地域版選定企業にも拡大
4 -	【新規追加】 国立研究開発法人の金銭出資先事業者又は当該出資先事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者
5 -	【新規追加】 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル等の出資先事業者

⑤ 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム

- 政府がスタートアップの技術を自ら探知し調達すること及びスタートアップが政府のニーズを詳細に把握することが困難であるとの背景を受け、本スキームではまず、**政府だけでは最適な解決策の確定が困難**であり、**スタートアップの有する新技術による解決が見込まれる行政課題**に対して、その解決のための**技術提案を公募**する。
- 調達省庁は、得られた技術提案を審査し、**内閣府の確認を経た上で**、行政課題を適切に解決しうる提案を行った者を、「**高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等**」として**決定**する。その後、調達省庁は当該スタートアップ等と案件の仕様等を確定し、随意契約を締結し、**公表**する。
- 技術提案の公募は**J-Startup選定企業等***を対象に実施する。また、J-Startup選定企業等以外の企業も含めて公募した場合は、**J-Startup選定企業等であることを評価項目として**、優れたスタートアップへの優遇を行う。

高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム



* J-Startup選定企業等とは、J-Startup、J-Startup Impact、J-Startup local選定企業等を含む、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の3（3）から（7）までに掲げるもの（S B I Rの特定新技術補助金等の交付先、官民ファンドが出資したファンドの出資先等）及び日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞その他各省におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業を指す。

参考：インパクトコンソーシアム 官民連携促進分科会について

- 社会・環境的インパクトの実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクト投資を有力な投資手法・市場として確立していく観点から、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの対話・発信を図る場として、「インパクトコンソーシアム」を令和5年11月28日に設立。
- コンソーシアムに設置される4つの分科会のうち「官民連携促進分科会」では、特に地方自治体とインパクトスタートアップの連携による課題解決の促進について議論する。

インパクトコンソーシアム

①データ・指標分科会

②市場調査・形成分科会

③地域・実践分科会

④官民連携促進分科会

分科会メンバー ※敬称略・五十音順

■ 座長

高島 宗一郎 スタートアップ都市推進協議会 会長
米良 はるか 一般社団法人インパクトスタートアップ協会 代表理事

■ コアメンバー

(自治体)	伊藤 諒	札幌市 経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課 スタートアップ推進担当 係長
	紫垣 和宏	福岡市 経済観光文化局 創業推進部 創業支援課長
	田中 言彦	浜松市 産業部 スタートアップ推進課 課長
	屋代 知行	つくば市 スタートアップ推進室 室長
(ISU)	笹木 隆之	株式会社TBM 常務執行役員CMO
	讃井 康智	ライフイズテック株式会社 取締役 CEAIO
	宮田 尚	株式会社CureApp 事業開発・推進統括取締役

■ メンバー

官民連携促進分科会に応募のあったコンソーシアム会員

令和6年度の活動方針について

- ・ インパクトスタートアップのソリューションマップや、官民連携に資する情報を集約した成果物を取りまとめる
- ・ 成果物を活用しながら、参加メンバーとともに事例創出を目指す